

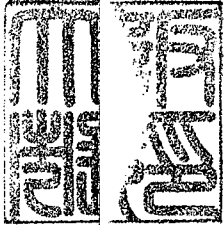
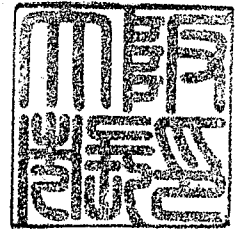
平成 26 年 7 月 18 日

大阪市個人情報保護審議会

会 長 土 谷 喜 輝 様

大 阪 市 長 橋 下 徹

〔 担当：総務局行政部行政課  
情報公開グループ 〕



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
特定個人情報保護評価における第三者点検を大阪市個人情報保護審議会の所掌事務  
に追加並びに大阪市個人情報保護審議会の部会制導入及び委員増について（諮問）

平成 25 年 5 月 31 日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が公布され、また、「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「評価規則」という。）及び「特定個人情報保護評価指針」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）が平成 26 年 4 月 18 日に公布及び公表され、同月 20 日から施行されたことを受け、本市の実施機関が番号法第 27 条第 1 項に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検を大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に実施していただきたいと考えております。

また近年、審議会への不服申立て等に係る諮問件数が増加傾向にあり、新規諮問件数が審議会の処理件数を大幅に上回っていることから、審議会に部会制を導入し、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）の規定により審議会の権限に属するものとされた事項については、部会で審議を行っていただきたいと考えております。

さらに、番号法の施行に伴い審議会の所掌事務が増加するとともに部会制を導入し審議会の開催回数を増やさざるを得ないことから、審議会委員の増員を行いたいと考えております。

つきましては、番号法第 27 条第 1 項に基づき実施する特定個人情報保護評価における第三者点検を審議会の新たな所掌事務とすること、並びに審議会に部会制を導入すること及び審議会委員を増員することについて、条例第 59 条第 2 項の規定に基づき諮問します。



## 第1 審議会の新たな所掌事務として番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を追加することについて

### 1 社会保障・税番号制度

#### (1) 番号制度とは

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

#### (2) 目的（番号法第1条関係）

ア 行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする。

イ 上記アにより行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図る。

ウ 上記アの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又は上記アの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにすることについて、必要な事項を定める。

エ 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の特例を定める。

#### (3) 導入による効果

- ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- ・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- ・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ・ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。

#### (4) 番号利用の基本的考え方（番号法第3条関係）

ア 個人番号及び法人番号の個人・団体を識別する機能を活用し、行政事務を一層効率化するとともに、行政手続における簡易な本人確認の手続を設け、国民の利便性向上を図ること。

イ 個人番号の個人識別機能を活用し、所得情報など行政事務を処理する機関間で必要となる個人情報の授受を確実にを行い、情報を共有することにより、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

ウ 上記イによる情報の共有により、行政手続における所得証明などの添付書類の提出の求めを避け、国民の負担軽減を図ること。

エ 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

## 2 特定個人情報保護評価

### (1) 基本理念

特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人ファイル又は個人情報データベース等（電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル）。以下同じ。）の適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

### (2) 目的

- ・ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- ・ 国民・住民の信頼の確保

### (3) 内容

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment : PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するもの

### (4) 対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務

### (5) しきい値判断

個人のプライバシー等の権利利益に対し影響を与える可能性の観点から、しきい値判断項目（①事務の対象人数、②特定個人情報ファイルの取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の有無）に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルを判断する。しきい値判断項目を客観的に判定される項目とすることで、特定個人情報保護評価の実施レベルの振り分けが恣意的にならないよう担保している。

※しきい値判断の流れについては、次ページ参考1 参照。

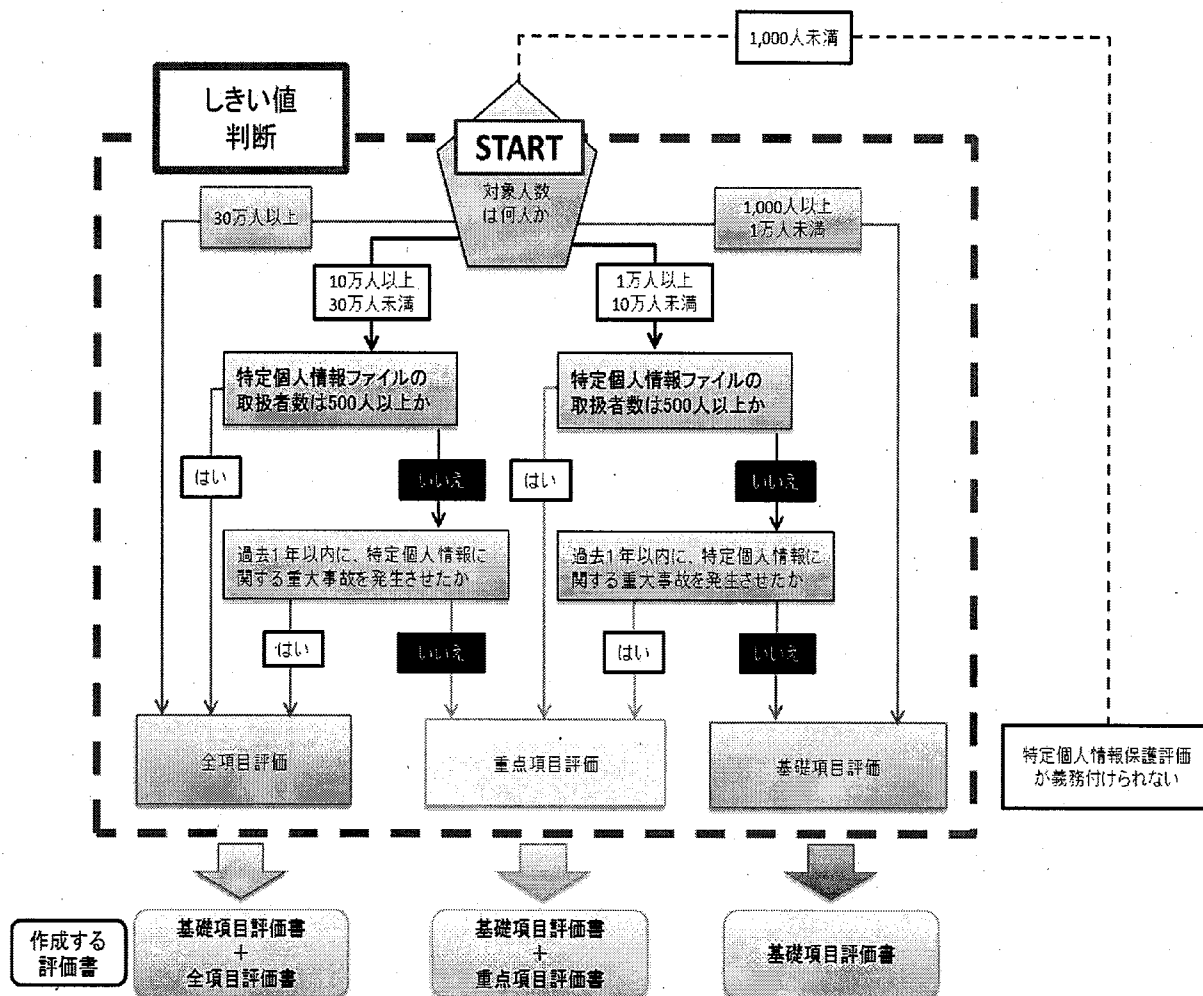
しきい値判断の結果、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルが判断され、

- ①基礎項目評価
- ②基礎項目評価及び重点項目評価
- ③基礎項目評価及び全項目評価

のいずれかの実施が求められることになる。

※特定個人情報保護評価の仕組みについては、次ページ参考2 参照。

<参考1> しきい値判断フロー図



出典「特定個人情報保護評価指針の解説」（特定個人情報保護委員会作成）

<参考2> 特定個人情報保護評価の仕組み

| しきい値判断の結果 | 作成する評価書            | 国民(住民)の意見聴取          | 第三者点検                | 評価書の公表 |
|-----------|--------------------|----------------------|----------------------|--------|
| 基礎項目評価    | 基礎項目評価書            | ×                    | ×                    | ○      |
| 重点項目評価    | 基礎項目評価書<br>重点項目評価書 | △<br>各機関の裁量<br>により実施 | △<br>各機関の裁量<br>により実施 | ○      |
| 全項目評価     | 基礎項目評価書<br>全項目評価書  | ○<br>全件実施            | ○<br>全件実施            | ○      |

### 3 番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を審議会の新たな所掌事務とする理由

地方公共団体においては、番号法及び同法第 27 条第 1 項及び第 2 項に基づき同法を実施するために定められた評価規則第 7 条第 4 項に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検の方法は、同規則及び指針により原則として条例等に基づき設置する個人情報保護審議会等の合議制の機関による点検を受けることが想定されている。

上記を踏まえると、本市の実施機関が行う特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性の審査に当たっては、個人情報保護や情報システムに知見を有する者で構成され、実施機関が新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときをはじめ個人情報を取り扱う場合に、実施機関の諮問に応じて審議を行うとともに意見を述べている、条例等に基づき設置された審議会が第三者点検の任を担うことが適切である。

#### <参考 3>

##### 特定個人情報保護評価に関する規則 第 7 条第 4 項（抄）

…評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。

##### 特定個人情報保護評価指針 第 5 の 3 (3) イ（抄）

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価について、…第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとする…。

#### <参考 4> 特定個人情報保護評価指針の解説（抄）（特定個人情報保護委員会作成）

##### Q 第 5 の 3 (3) - 4

地方公共団体等の実施する全項目評価書については、第三者点検を受けることとなっていますが、どのような方法があるのでしょうか。

##### (A)

- 第三者点検は、原則として、条例に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会や個人情報保護審査会の点検を受ける方法が考えられます。
- 専門性確保の観点から、既存の個人情報保護審議会や個人情報保護審査会のメンバー（の一部）に新たに個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報システムの知見を有している者等を追加して点検を受ける方法も考えられます。

- また、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会に専門的知識を有している者がいない場合、専門的知識を有している者の追加が困難な場合、適時に答申を受けることが困難な場合など、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会による点検を受けることが困難な場合には、上記知識を有する外部の第三者に点検を受ける方法も考えられます。
- さらに、他の地方公共団体と連携して行う方法なども考えられます。

Q第5の3(3)－5

第三者点検を行う者のスキルや資格は、どの程度のレベルまで考慮すべきでしょうか。

(A)

- 第三者点検を行う者について何らかの資格を問うものではありませんが、個人情報の保護に関する学識経験を持っている者や、情報システムに知見を有している者等を含むことを想定しています。

4 今後の予定

上記3に係る条例の一部改正については、平成26年9～12月定例会で条例の改正議案を上程する予定。

## 第2 審議会の部会制導入及び委員増について

### 1 審議会の部会制導入及び委員を増員する理由

近年（平成22年度以降）、審議会への不服申立て等に係る諮問案件数が増加傾向にある（参考5参照）。

審議会では、現行条例の規定の中で審議の効率化に取り組んできたが、各年度における審議会への新規諮問件数が処理件数を大幅に上回っており、諮問案件処理の迅速化に向けた審議体制の見直しが急務であることから、審議会に部会制を導入し、条例の規定により審議会の権限に属するものとされた事項（参考6参照）については、部会で審議する。

また、番号法の施行に伴い審議会の所掌事務が増加するとともに部会制を導入し、開催回数を増やさざるを得ないことから、審議会委員を現行の6人以内から10人以内に増員する。

#### <参考5> 不服申立て等に係る諮問案件の処理状況

|               | 平成21年度   | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度     |
|---------------|----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 過年度繰越件数       | 17       | 15        | 20        | 68        | 167        |
| 新規件数          | 8        | 18        | 60        | 112       | 125        |
| 諮問件数          | 25       | 33        | 80        | 180       | 292        |
| 処理件数<br>(答申数) | 9<br>(6) | 10<br>(7) | 10<br>(7) | 12<br>(6) | 28<br>(12) |
| 取下げ件数         | 1        | 3         | 2         | 1         | 86         |
| 年度末残件数        | 15       | 20        | 68        | 167       | 178        |

※ 平成26年3月末日現在の件数。

※ 答申数以外の欄は、不服申立て等の件数を基準としている。

※ 各年度における処理件数と答申件数の差は、1本の答申で複数の諮問案件を処理していること等による。

#### <参考6> 個人情報保護条例 解釈・運用の手引（抜粋）

##### 第75 審議会の設置及び組織（第59条関係）

第59条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

2-7 省略

[趣旨]

本条は、市長の諮問機関として大阪市個人情報保護審議会を設置すること及び審議会の組織に関する基本的事項について定めたものである。

[解説]

1 大阪市個人情報保護審議会は、個人情報保護制度の運営に関する審議や不服申立てに係

る実施機関の決定等に関して審議を行わせるため、地方自治法上の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）としてこの条例により設置されるものである。

2 第1項の「この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項」とは、次のとおりである。

- (1) 個人情報の収集の制限に係る例外事項に関する事項（第6条第4項、第5項）
- (2) 事務の目的の明示に係る例外事項に関する事項（第7条第2項）
- (3) 個人情報を取り扱う事務の届出に関する事項（第8条第4項）
- (4) 保有個人情報の電子計算機処理の制限に関する事項（第9条第1項、第3項、第4項）
- (5) 保有個人情報の利用及び提供の制限に係る例外事項に関する事項（第10条第2項）
- (6) 電子計算機の結合の制限に関する事項（第12条第2項）
- (7) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係る不服申立ての審査に関する事項（第43条）
- (8) 保有個人情報の取扱いの是正の再調査の申出の審査に関する事項（第47条第3項）
- (9) 第三者に関する情報を含む情報の提供に関する事項（第48条第3項）
- (10) 個人情報取扱指針に違反して個人情報を取り扱っている事業者名の公表等に関する事項（第50条第3項、第51条第1項、第2項）

なお、(1)から(9)については、指定管理者保有個人情報に関し、第54条第1項、第2項又は第4項の規定によりその例によることとされる場合を含むものである。（第54条（指定管理者に関する特例）の解説を参照）

3-6 省略

## 2 今後の予定

上記1に係る条例の一部改正については、平成26年9～12月定例会で条例の改正議案を上程する予定。

